

【事例78】「突然自宅で契約した新聞購読契約はクーリングオフ！！」

【事例】 3日前の夜、いきなりアパートの玄関をノックされたのでドアを開けた。男性が立っており、「新聞を読むと世界の経済情勢がよくわかる。今ならおまけとして洗剤をたくさんつける」と誘われたので、契約して洗剤をたっぷりもらった。でも、今朝、「やはり新聞を読むことはできない。解約したい。」と思ったが、洗剤はもう使ってしまった。（21歳・男性）

【対処法】 ① 訪問販売で契約しているので、契約書をもらった日から8日の間は、特に理由がなくてもクーリングオフができます。② 契約書を見ながら、はがきに「契約解除通知」を書きましょう。③ 洗剤は残っているだけ返せばよいでしょう。④ はがきの書き方がわからないときは、企画課の窓口で問い合わせて下さい。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。